

各種警報・災害発生時の対策について

長久手市教育委員会 教育長 川本 忠
長久手市立東小学校 校長 澤田 千歳

1 各種警報等発令時の対応について

	在宅時	登校途上	在校時	下校途上
特別警報 震度6以上速報	※ 注1の通り	・途上から直ちに帰宅 (職員が通学路へ出る) ・PTA地区委員が通 学路の要所で学校へ状 況等の連絡	・即刻授業を中止し、災害の 状況及び気象・通学路の状況 等に係る情報収集をし、安全 に帰宅しうると判断したとき は、全児童を保護者の引き取 りにより、帰宅させる。※注 2の通り ・通学路が危険と認められる ときや通学距離により帰宅が 困難と認められるときは校内 に置いて安全を確保する。警 報解除時は※注3の通り。	・そのまま 帰宅 ・直ちに職 員は下校指 導
暴風警報 暴風雪警報	※ 注1の通り	・途上から直ちに帰宅 (職員が通学路へ出る) ・PTA地区委員が通 学路の要所で学校へ状 況等の連絡	・授業をはじめとする教育活 動を打ち切り、全児童を保護 者の引き取りにより、帰宅さ せる。 ※注2の通り	・そのまま 帰宅 ・直ちに職 員は下校指 導
↑警報や 上記各種 警報以外 の注意報	・特別に指 示がない 限り平常 通り登校 ・危険な場 合は緊急 メールで 連絡	・危険な場合は帰宅(職 員が通学路へ出る) ・PTA地区委員が通 学路の要所で学校へ状 況等の連絡	・平常通り ・通学路の安全確認 ・危険な場合は学校待機 ・下校時、職員が引率	・そのまま 帰宅 ・直ちに職 員は下校指 導
Jアラート	・自宅待機 とする ・以下※A の情報が 発信され た場合は 、自宅待 機を解除 し、速に 登校する。 ・以下※B の情報が 発信され た場合は 、継続し 自宅待機 とし、そ の後の対 応は緊急 メール等 で連絡。	・注4の通り	・授業をはじめとする教育活 動を中断する。 ・以下※Aの情報が発信され た場合は、学校教育活動を再 開する。 ・以下※Bの情報が発信され た場合は、全児童を保護者の 引き取りにより帰宅させる。	・注4の通 り
	※A「日本の上空をミサイルが通過し、領域外に出た」や「日本の領域外へ落下した」 ※B「日本の領土・領域内へ落下した」			
警報 災害なし 発生	・状況によ り登校を 見合わせる (学校から 連絡)	・安全な場所に避難 (職員が通学路へ出 る) ・安全を確認して、登 校可能な状況なら登校	・学校の安全場所に避難 ・下校させるかどうかは状況 により判断する。 ・下校させる場合は職員が引 率して一斉下校する。	・安全な場 所に避難(職 員が通学路 へ出る) ・安全を確 認して、帰 宅

【注1】 名古屋地方気象台から**特別警報、暴風・暴風雪警報**が長久手市に発表されている場合

- ① 午前6時より前に警報が解除された場合は、当日の授業を行います。
※ 警報が解除されても、道路の冠水や河川の増水等により登校が危険と判断される場合は、登校を見合わせ、学校へ連絡してください。
- ② 午前6時を過ぎても警報が解除されないときは、当日の授業を中止します。

【注2】 保護者による児童引き取りについて
学校より緊急メールにて連絡します。児童引き取りのために、学校へおいでください。
なお、家庭への連絡がつかない場合、お迎えがない場合は、児童は学校で預かります。

- ☆ 引き取りの駐車場・・・運動場を開放します。
- ☆ 児童生徒の待機場所・・・各教室

【注3】 特別警報解除時の保護者による児童引き取りについて
特別警報が解除され、通学路の安全が確認されましたら、学校より緊急メールにてお知らせします。※注2と同様の方法でお迎えをお願いします。

【注4】 登下校中にJアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合
市内全域にサイレンが鳴動しますので、以下の避難行動をとってください。
☆ 近くの建物や地下などに避難する。
☆ 近くに適当な建物がない場合には、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

2 警報等の発令及び災害発生時の給食の取り扱いについて

- ① 警報が、当日午前6時より前に解除された場合、給食を実施します。
② 前日までに警報発表の予想ができる場合、給食の有無についてお知らせします。
③ 給食の中止を前日に連絡した場合、当日午前6時より前に警報が解除されたときは、弁当持参で平常通り授業を行います。

3 その他

・特別警報、暴風・暴風雪警報発表の有無にかかわらず、長久手市教育委員会からの指示や学校の判断により、前日までに休校、教育活動の打ち切りなどの措置をすることもあります。

4 お願い

- (1) 非常時には学校も各方面に連絡をとりますので、電話回線がふさがると困ります。
左記1の件については学校で対応しますので、PTA地区委員の方以外は学校へ問い合わせ等の電話をしないでください。
- (2) 災害時の対応については、日ごろから広域避難所の所在や待ち合わせ場所等を児童生徒と確認しあっておいてください。
- (3) 異常気象時や災害発生時等には、保護者のみなさんは、地上デジタル放送の文字放送（dボタン）やインターネットの気象情報サイトなどで、警報や地震情報などの把握に心がけてください。
- (4) **非常の場合に備えて、この用紙は家庭で確実に保管してください。**
(よく見える所に貼っておくのも一つの方法です。)

※長久手市の気象細分区域は「長久手市」です。

※Jアラートについては、「愛知県」に発信された場合、それ以外の気象警報等については、「長久手市」に発令された場合となります。

(平成31年4月1日改正)